

海面埋め立てなどの開発行為が、漁業権と衝突して折り合いがつかなくなることは、この国では校準にいまとがない。そんなとき、最後はだれもがこの人の判断を仰ぐ、「漁業法の神様」水産庁在職当時はもとより、退職後もなお、後輩職員の求めで出した見解が珍しくなかった。

漁業法は、海をみんなのものとしてきた漁村の慣習を、明治政府が綿密に

海面理め立てなどの開発行為が、漁業権と衝突して折り合いがつかなくなることは、この国では校準にいまとがない。そんなとき、最後はだれもがこの人の判断を仰ぐ、「漁業法の神様」

再構築した法だ。歐米の借り物の法律が多い中、世界に例をみない同法の精神を重んじ、役人という立場を超えて守り通そうとした。その姿勢は、一九七三年に福岡高裁で決着した、大分県白杵市の海岸へのセメント工場進出に絡む「風成事件」での法廷証言に見て取れる。

棄は、漁協の決議だけでは決められない」と証言し、漁業権には乱暴な開発



表情の奥に法の審人としての執念を秘めていた。92年6月、茨城県竜ヶ崎市の自宅で／遺族提供

元水産庁 浜本 辛生さん

11月4日死去(下咽頭がん)、70歳 11月6日告別式

99.12.2
朝日夕刊

はま もと ゆき お

を阻止する力があることを世に知らしめた。結果的に行政・企業側は敗訴し、工場誘致は失敗に終わった。

数の分野を経験させる人が主流の今

日、比肩する専門家は育っていない、

と水産庁幹部は惜しむ。

「漁業法を知りたければ漁業法の条文を読むな」が口癖だった。机上の解釈ではなく、海や浜でのできごとに即して考え方、という意味だ。

教えをじいに百回以上通ったところ

にられて、ようやく受け入れられた」と振り返る。

その「浜本漁業法」の集大成は、十

月末、八頁の大著「共同漁業権論

平成元年七月十三日最高裁判決批判」

(まだ出版企画刊)に実現した。がんに侵される中、執念の上梓だった。

六年の漁業法改正時に、担当者が

「漁業法の立法趣旨をないがしにして勝手に想像して書いた」解説書が、

最高裁判決に引用されたことを悔やんでいた。この判決を覆すことを、終生

の使命と看えていた。

出版を見届けた五日後、息を引き取った。

漁業法の精神守り通す

にゅうす じゅうじ

熊本一規・明治学院大教授は、「漁民がきちんととした判断ができるように情報提供したい」という私の姿勢が認

(長崎支局・篠島 真哉)